版權所有

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

第貳拾貳號

明治二十三年二月發兌

大日本監獄協會

（通信省認可）

明治廿二年五月廿八日版權所有
明治廿三年一月三十日印刷
明治廿三年一月卅一日出版

發行兼編輯者　東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地　佐野尙
印刷人　東京淺草區並木町二十二番地寄留　井宗平
發行所　東京牛込區北町十五番地　大日本監獄協會事務所

（東京並木活版所印行）

大日本監獄協會役員

庶務局長	正員	石澤謹吾
調查局長	正員	宇川盛三郎
主幹（事務）	正員	宇川盛三郎
主幹（會計）	正員	關長膺
庶務委員	正員	佐野尙
調查委員	正員	武田英一
庶務補佐員	正員	小林益三郎
庶務補佐員	正員	飯島美敬
出版主任	正員	井宗平

大日本監獄協會規則

第一條　本會ハ大日本監獄協會ト稱ス

第二條　本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼賛スルニ在リ

第三條　本會ノ事業ハ左ノ如シ

一　監獄事業ヲ奬勵スル事

二　不良少年感化事業ヲ奬勵スル事

三　出獄人保護事業ヲ奬勵スル事

四　貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ奬勵スル事

五　諸問及ヒ質問ニ答フル事

六　飜譯文ヲ募ル事

七　監獄ニ關スル飜譯並ニ著述ヲ爲ス事

八　監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事

九　本會ノ雜誌ヲ發刊スル事

十　監獄衛生ヲ奬勵スル事

十一　萬國監獄公會、萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信、往復其他ニ關スル事

第四條　本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究、講義、講談、討論、談話等トヲ舉行スヘシ

第五條　雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ頒ツ

雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ

一　本會ノ事業ニ關スル事

二　監獄ニ關スル法令

三　監獄學并ニ獄務諸國監獄法講義

四　衛生ニ關スル事

五　會員ノ通信又ハ寄書

六　統計

七　本會記事

第六條　推戴員

一　名譽會員

二　特別會員

三　正員

第七條　推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ナリトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス

特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス

正員ハ本會ニ關スル一切ノ事ヲ擔當スルモノトス

第八條　推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス

名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全体ノ發議ニ因リ本會ニ於テ撰舉スルモノトス

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁

會長

副會長

庶務局長

調査局長

主幹

庶務委員

調査委員

議員

特別調査委員

第十條　會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セラルルヲ得

第十一條　總會ハ毎年四月ニ之ヲ開ク

第十二條　正員ハ毎月會費金十錢ヲ納ムヘシ

第十三條　撰舉ハ總ヘテ正員之ヲ行フ

明治廿一年六月廿四日改正

第貳拾貳號目次

丁數

○加入者人名……一

官報

○假出獄許可人員……二

○囚人移監及被告人拘禁替……三

論說

○囚人教誨法に付ての管見　木下錦吉寄稿　四

答問

○監獄則問答……一六

○監獄則施行細則問答……二六

譯

○獄吏出獄人保護事業一斑……神谷彦太郎譯　二九

○歐米監獄の進歩……佐野尚譯　三九

附監獄改良家姓名……下田菊太郎譯　四一

○囚徒衛生法……佐野尚譯　四五

○佛國感化事業一斑……

寄書

○地方監獄會に對し其議決したる要件の報告を望む　山村正太郎　四八

○逃罪控訴人に係る費用　山崎小五郎　五一

通信

○横濱監獄々事講習所開場式……松田五百吉報す　五一

本會記事

○特別會告……五六

○官報監獄の目を瀉く……五七

○露京萬國監獄博覽會……五七

○獄務顧問本會特別會員待遇セーバッハ君……五七

○監獄官の異動……五七

○典獄轉任……五八

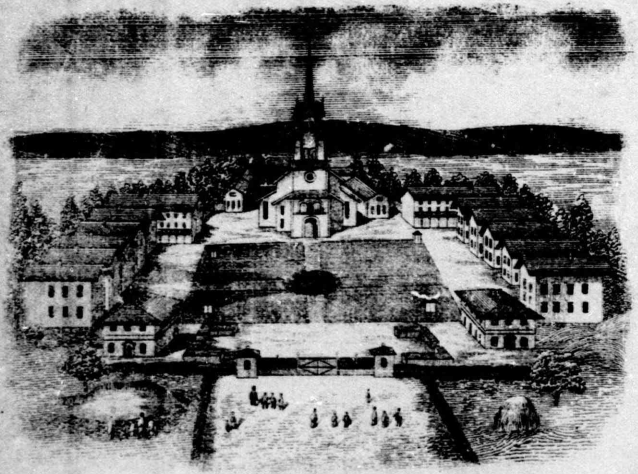
○靜岡縣出獄人保護會社……五八

○寄贈

佛國メットレー殖民感化院ハ千八百三十九年巴里控訴院名誉議員ド、メッス氏ガ家族浅二依リ創設シタルモノニシテ其功ヲ奏スルヿ著ク十ルヨリ改来各國皆其制ニ模倣スルニ至レリ是ヲ以テ千八百六十七年ノ佛京萬國博覽會ニ於テ金牌ヲ授與セラレタリ

圖中中央ノ高樓ハ礼拜堂ニシテ此ノ高樓ノ後辺ニ当リ両側ニ家屋アルハ院長ノ住宅ニシテ又ハ彼ノ有名ナル教官豫備學校ナリ、其前面ニアル者ハ就業場等ニシテ又其左右ニ列スル者ハ各家族ナリ其一家族毎ニ町名ヲ付ス例ヘハ牛込巴蕉善者ノ建設シタル家屋ハ牛込區家族ト云フガ如シ

佐野尚記述



佛國メットレー殖民感化院

大日本監獄協會雜誌第二十二號

明治二十三年二月

○

○本年一月以來本會へ加入せられたる諸君は左の如し

東京府

榎本子爵　伊藤鉄次郎君

福井縣　田中清藏君

北海道廳

春日鍾太郎君　川上直次郎君　百々門吉君　松田秀彦君

本多源藏君　赤石元五郎君　松本勇吉君　閑井安清君

門宮佐兄太君　中原政彦君

栃木縣　海野幸賀君

群馬縣

坂口慶吉君　中村幸七君　中村義三郎君　中藤祀壽君

尾原勘作君　不破清明君

埼玉縣　關根多次郎君
京都府　笠澤龜藏君
岐阜縣
佐藤　集君　大野秀二君
滋賀縣
鄉原增之輔君　西村良輝君
佐賀縣　松隈健二君

官報

自明治廿三年一月一日
至明治廿三年一月卅一日

●假出獄許可人員　內務省に於て調査せる明治二十二年五月より十月まで假出獄を認可せし人員總計三百九人にして其廳府縣別及罪名別は左表の如し

廳府縣別表

廳府縣	人數	廳府縣	人數	廳府縣	人數	廳府縣	人數
警視	二三	福島	二	宮崎	六	山梨	一
群馬	四	富山	四	大坂	七	岩手	一
靜岡	八	德島	一一	千葉	三	鳥取	一四
兵庫	四	北海道	四	大分	八	熊本	三
滋賀	二	栃木	九	埼玉	五	愛媛	一
青森	五	岐阜	七	三重	一三	愛知	二三
島根	三	秋田	三	長野	六	宮城	一二
高知	七	岡山	一	福井	六	石川	一
沖繩	一	福岡	一四	廣嶋	二四	和歌山	三
愛媛	一	鹿兒嶋	六	神奈川	三一	合計	三〇五

罪名別表

罪名	人員	罪名	人員	罪名	人員	罪名	人員
謀殺	二	貨幣僞造	五	罪人拒捕	二	官印僞造	一二
放火未遂	五	持兒器強盜	二四	歐打致死	一三	強姦	一
官印盜用	五	幼者誘携	三	制縛	四	官文書變造	二
幼者畧取	一	兒徒嘯聚	一	故殺	七	恐喝取財	二
監守盜	二二	官文書毀棄	一	官文書僞造	四八	詐欺取財	二一
私書僞造	一	謀殺補助	一	強盜未遂	二	持兒器窃盜	一
自殺補助	一	貨幣變造	六	持兒器窃盜未遂	一	放火	一二
謀殺未遂	六	強盜	一一	歐打創傷	一三	合計	三〇五

●四人移監及被告人拘禁替　鳥取縣倉吉監獄ハ去月三十一日限リ廢セシニヨリ拘禁ノ四人ハ鳥取監獄ニ移シ現在ノ刑事被告人及附後入監被告人ハ倉吉警察署留置場ニ拘禁スルコトヽセリ

論說

○囚人教誨法に付ての管見（其一）

正員 木下鋭吉寄稿

（本篇未た完たからさるにより其說の當否を議する能はすと雖も兎に角、目下の難問題に關する貴重文字なるを以て特に之を本欄に掲けぬ（編者白）

我か愛讀する監獄協會雜誌上に於て囚人教誨法に關する高論卓說實に少なからす遠く例を歐米に探り近く論據を本邦に求め學理に問ひ實際に測り博識卓才の士續々各自か研究したる結果を報導せらる吾人は實に諸君の熱心なる名論を熟讀するを喜ふものなり議論輩出卓說其中に著はれ益〻出て丶益〻精に教誨法改良の前途多望なりと云ふへし然りと雖教誨の法たるや至重なるものにして又至難なるものなり苟も教誨にして其結果全きに至らは監獄改良の實莫大なりと雖三寸の舌鋒惡漢無賴の徒をして能く悔過遷善の實跡を擧けしめんとするは尤も

困難なるものなり懲戒は外部より壓迫するものにして其精神たる罪惡の應報恐るへきを知らしむるに止まれは其懲戒すへき程度を斟酌し罪惡相應に痛苦を感せしむるにありと雖も教誨は犯罪者其者の不良汚穢なる精神に立ち入りて徐ろに融解勸化せしむるものなれは其教誨方法に付き研究を要するは勿論あり今後益〻博學老練なる學說と實歷との此の協會雜誌上に著はれんことを生か希望して止まさるところなり

教誨法に關し諸名家の卓說あるに拘らす生も亦一箇の管見なきにあらす記して以て諸君の高論を乞はんとす生は管見を記述するに先たち考究せさるへからさるものあり即ち左の如し

一、現時有力者の唱ふる教誨法の種類

二、日本現時の經濟的境遇

三、日本の宗教及び囚人の宗教心

四、犯罪者の刑名比較及ひ教育の有無

(一)現時有力者の唱ふる教誨法の種類　現今我か日本に於て教誨法を唱ふる者

に付き大別すれは左の如く見ゆ

第一　囚人教誨の目的は徒らに高尚ある教理を誇説するにあらす又自己の尊奉する宗教を以て他教と優劣を競爭するにもあらす専に囚人を矯正感化し善良の徒となし再び不澄の淵に沈淪せさらしめんとするにあるのみ故に其成効あるに於ては其教理の果して固陋なると迂遠なるとに拘らす能く其目的に適したるものを以て其本分を盡したりと云ふへく又之に反して教理は深遠なるも其教義は正當なる其結果にして完全ならすんは以て顧みるに足らす而して今若し或る國に付き好結果を得へき教誨法を求めんには其國に於ける教法の種類性質、人民の風習等に就き施行せさるへからす仰々宗教の信徒は決して他人の干渉を受くへきものにあらすして帝王の威も奪ふへからす父子の親も喩すへからす故に若し犯罪者にして入監の後と雖宗教の自由を剝奪し其監適宜の宗教教誨に歸隨せしめんとせは其反動力は却て畏怖すへき剛戻の心志を發動するの恐あり歐米各國に於て諸般の宗教教誨を置くか如きは其例なり眼を轉して我か日本の宗教を見よ

凡そ五十餘派の教徒を有し特に國教なきを以て佛國の如く一宗教の下に置くへからす之を要するに諸宗教を輸入して囚人中に區別をなし耶蘇信者には耶蘇傳道師、釋教には僧侶儒教家には又夫れ夫れの説法を聞かしむる等個々別々に信仰の在るところに從て教誨すへし所謂人に因て法を設けと云ふにあり

第二　教誨の改良は分房獄の制、普く用ひられて而して後期するあとを得へし分房獄は恰も木の幹の如し教誨は恰も枝の如し分房と教誨と相待つを要す彼の分房なきの教誨は幹なきの枝葉のみ若し其幹を顧みすして其枝葉のみに孜々たらは徒らに囚人をして義太夫或は滑稽噺を聞くの感を起さしめむ

第三　教誨の目的は罪人を悔過遷善せしむるにあれは神教とか佛教とか耶蘇とか儒教とか其他各教各宗に依るときは教誨者中自から自張の言語晴々禪に其説話の中に表はれ所謂職敵となり其弊害は延いて囚人に及ほす故に唯古今名家哲士の金言卓説より孝子義僕の美事善行に至るまで世教に稗補ある實歷を説き專ら此の一途に出るを良しとす

第四　一囚毎に教誨するを可とす

第五　監獄官自身敎誨の任を取るへし典獄一度の訓誨は敎誨師十度の敎誨に優れり

第六　宗敎は地方によりて異なるものなれは其地歸向者の多數なるものを以て敎誨すへき宗敎の基礎となすへし

其他種々の說を抱く人あるへしと雖大畧前數者に歸するか如し

（二）日本現時の經濟的境遇　今若し一事業をして改良せしめんと欲せは必す金錢に關係するものなれは監獄敎誨法改良論者も眞個に自家の立論をして實際に効果あらしめんとせは先つ經濟と云ふ鏡に照して其事の果して行はれ得へきや否やを驗せさるへからす若し夫れ經濟鏡の反映か不可と著はれたるときは如何に名論卓說と雖實際に違し吾人は事新しく日本現時の財政を書き立つるに及はすと雖其一端を記述するの必要あり借問す日本現時の財政は富豊なりや否や今若し事の必要に出ては日本百八拾有餘の監獄をして悉く分房獄たらしむるを得るや否や良し一步を退いて分房獄を築造したりとするも監獄百般の進步と人民の程度との二者に其權衡を得るや否や吾人は其不平均なるを知る吾人は到底其成し

難きを斷言するに躊躇せさるなり吾人は將來多數の財源を何れに向つて求むるやを知らすと雖地方には道路開鑿を始めとして自治に要する諸種の建築等あり國庫に於ては海陸軍備を始め諸川諸港の堤防修築に至る迄悉く目下の必要に迫れる者にあらさるなく又國民の負擔にあらさるなく故に今日俄に分房制をして至る所に行はれしめんと欲するは到底行はれ難かるへん富強明文を以て自任する歐羅巴に於ても白耳義を除くの外は未た實行の運ひに至りたるは稀れなりと聞く是れを以ても輿論か分房獄の必要を公認するに拘はらす之を實行し得さるを知るに足らん（吾人に監獄改築の必要なるを信して疑はさる者なりと雖如何にせん俄に全國に分房獄を起すか然らすんは敎誨法なしと信んする論者に一致する能はさるなり）又一囚毎に敎誨せんとする論者にも其費途の出處と施行の方法とを聞かさるへからす敎誨は一週一回位にて滿足し置き得へきものにあらされは度數の成るへく夥多なるを要す然るに一人の囚徒に一人の敎誨師か犯罪者其者の性情に付因果應報とか天道とか種々懇切に敎誨をなすとせは一千の囚徒を拘禁する監獄は能く敎誨費に堪ふるや否や

以上述ふる如く日本の財政は俄に分房獄を悉く起すに難く亦多數の敎誨師を備

ひ入るゝと難し寧ろ作業を勵し監獄の費途に供せさるへからさるの位置に在るなり

（三）日本の宗教及ひ囚人の宗教心　日本にては憲法上既に信教の自由を許したる如く日本人民は全く信教の自由を有するを以て耶蘇信者あり神道者あり佛徒あり而して耶蘇に新舊希臘等の諸教あると等しく佛に天台、眞言、淨土、日蓮等其他幾十の宗教を包有せりされは各自の歸依する所も亦個々別々たり而して此に注目すへき一種特別のものあり何そや曰く無宗教家是れなり日本は歐米諸國に比して無宗教家の意外に多數なるとを知らさるへからす（假令父祖傳來の宗旨ありと雖當に死者の葬祭を托するのみにて其教義に無頓着なれは吾人は是れを無宗教家と呼ふ）又此の無宗教家中二種の混同あるを知る即ち左の如し

甲、學識もあり經驗もありて自から人間の正道を履み敢て宗教を尊奉せさるもの即ち上流社會學者間に多し

乙、無學文盲にして學問の何物たるを知らす人間の義務を知らす道德の如何を知らす宗教の如何を知らす偶〻阿彌陀の有難きを信するも隣家の柿を盜んて佛の供用にする類の輩なり

加ふるに宗教家中と雖其熱度の淡泊なる者十中八九にして歐米各國の類例とは大に其趣を異にせり犯罪者中に於ても其比例を同うし無宗教者の意外に大多數を占むるは大に識者の注意を呼ふへきものなり

（四）犯罪者の刑名比較及ひ教育の有無　一人に依つて法を說けとは寧ろ得て妙なり商人に對し頻りに清廉潔白を唱ふるとも御說御最もなれは早速御說に隨ふへしとは云ふ間敷く茶人に向て專ら空相場の妙味を說くと雖茶人は俄に一致せさるとも一般犯罪者に說く教誨も亦成るへく犯罪者に適應したる說を聞かしめさるへからす犯罪者中宗教の異同もあるへしと雖亦刑名に異同あり教育に有無の區別あれは教誨法の改良を考究するには此の邊にも注意の勞を取さるへからす竊盜犯にも皇室に對する不敬犯にも毆打創傷犯にも猥褻姦淫犯にも惡く一宗一派の舊筆法を墨守し耶蘇宗は專ら「ゴッド」の功能を述へ儒者は終始仁義を講し恰も漢法醫の人參葛根湯を以て四十八病に應するか如きは敢て應用活動の靈妙を見す而して怠屈覺ましに孝子義僕の善行美擧を說するを以て教誨の本旨を得たりとするか如きあるに至つては深く猛省を乞はさるへからす又普通教育ある者に

向ひ石地藏に禮拜せよ禽獸虫魚を殺すへからす南無阿彌陀佛を百万遍唱ふるときは成佛する等の教誨を爲すも容易に承服するにあらされは又相應に教誨の方法をも工風せさるへからす是等の關係よりするも刑名の如何教育の有無は輕々に看過すへからさるものなり

四人の教育有無に關する統計は今之を缺くと雖吾人か考究するところに依れは概して無學なるか如し而して刑名の比較は大畧左の如し

明治二十年中重輕犯の罪狀但し千人以上の者を揭く

四徒逃走及ひ罪人を藏匿す　千四十一人、官印を僞造し及ひ盜用す　千八百七十五人、私印私書を僞造す　千百六十六人、風俗を害す（賭博犯を含む）　二万五千三百人、附加刑の執行を遁る　八千五百一人、毆打創傷　三千五百七十六人、窃盜　四万六千六百四十一人、強盜　二千二百十一人、遺失物埋藏物に關す　千百二十一人、詐欺取財及ひ受寄財物に關す　九千七百一人、賍物に關す　四千百六十二人、放火　二千四百六十七人、犯罪者の總數　拾一万五千四百十一人

外國比較人口十万に對する處刑人員（外國の事實は十九年十一月の官報に依る）

	殺害犯	身體損傷犯	亂俗犯	窃盜及強盜犯
獨逸	一人七厘	百三十四人八厘	十四人六厘	二百二十二人七分七厘
伊太利	九人五分三厘	百五十五人三分	四人一厘	百六十五人八分九厘
佛蘭西	一人五分四厘	六十三人四分一厘	十人二分六厘	百十人九分六厘
埃太利	二人四分四厘	二百卅人九分六厘	九人三分三厘	未詳
日本	一人四分二厘	十三人三分九厘	九十一人四分六厘	百六十人四分六厘

人若し此の比較を見は日本の罪四は殆んと取財の罪にして殊に貧人の窮策より起れる窃盜犯大多數を占むるを見るへく又外國比例と對照せは彼我人民の性情に一大江溝あるを知るへし即ち日本は亂俗犯に於て多く類例を見さると同時に身體損傷罪に於ては意外の少數なる位置にあるなり

前數段に於て必要なる條件を考究したれは是れより聊か生か教誨法に付き懷抱する管見を記述すへし教誨の目的たるや既に諸家の認むる如く囚人を矯正感化して善良の臣民たらしめ再ひ社會の罪人たらさらしめんとするにあり而して其方法に至ては前記の數論ありて個々一理を備へ夫々尤もに聞ゆれとも生は何れ

の論にも左袒するを得す先つ其理由を述へん、第一論者の說は「日本の宗教及ひ四人の宗教心」を以て歐米と同一に見做し宗教の信徒は他人の干渉し得へきものにあらさるにより若し適宜の一宗教に歸隨せしめんとせは其反動力は却て畏怖すへき剛戾の心となれは日本の如き信教を許せる國に於ては各種の宗教を論入せさるへからすと云ふにありと雖吾人は既に前二項に於て釋解したる如く日本の宗教家は多く淡泊にして又無宗教家多く之に加ふるに犯罪者中には無教育者多きの事實あれは一概に歐米の例に倣ふへきにあらす又宗教の何物たるを咀嚼したるもの少なければ宗教の差違より反動力を喚起し剛戾心を起す等のおとは萬々あるへからす又今日論者の云ふか如く數種の教誨法を輸入するも施行の困難は蓋し豫想の外に出てん若し夫れ施行の方法にして一歩を誤れは教誨師中に不折合を生し施ひて四人中にも黨派心を起す等の弊害なしと云ふへからす吾人は獄舍の不完全なる今日の如き塲合にあつては先つ行はれ難しと判定せさるへからす第二第四の說は前にも一言したる如く經濟上容れさるの說なり又第三說は無難なる說なりと雖金言卓說美事善行等にのみ止まるときは或は四人をして淨

瑠理又は嘯し家を聞くの感を起おさしむるなきを保せす第五說監獄官自身の教誨は至極妙なりと雖典獄は各部を部署監督するの責任あれは一々說教するの暇なかるへく假令一二の部分に向つて說く所ありとするも此は寧ろ囚徒の猜疑を相互に起さしむるに至らん第六說は吾人の所說に稍ゝ近しと雖未た全く同意するおとを得す以上陳ふる如く諸家の說は未た吾人をして滿足を表せしむるに足ふす吾人は將に言はんとす日本にては新に一宗教を以て監獄教誨の主素となし一學派を以て之か補となすに若かすと何に因て之を云ふ曰く吾人か研究せし結果は之を報導したれはなり見よ日本大多數の犯罪者は未た眞の宗教心を有せさるなり未た道德の重すへきを知ふさるなり其他無學の爲め他人に誤まられたる者もあらんかされは此の種の諸囚に對して別に各種の宗教を輸入するに及はす適宜の宗教を以て之を傳導し又道理上より一旦社會に罪人なりと認めふれ入監したる以上は謹んて其責罰を受くへきは勿論速に洗心悔悟して潔白公明なる人民となり先きの不名譽不義理を雪くへきを諭さしむへし此の如くして外部よりは懲戒てう痛苦を以て應報の恐るへきを感せしめ內部よりは其然る所以のもの

は罪其もの丶因果なるおとを論し成るへく卑近にして解し易き說を用ひ時としては窃盜者に適切なるおと時としては人身損傷犯に對當なる說を聞かしめ講談の席には惡行の必す成し遂けらるゝ實例善事の好報ある美談等を以てして此の間を調和すへきなり

以上述へ來りたる如く生か敎誨法に付き抱持する說は適宜なる一宗敎を經とし適宜なる學派を以て緯となすにあり而して何れの宗敎を撰ふか如何なる學派を撰ふかに至るまて詳論するにあらされは未た本論の旨意を全ふするを得されとも冗長を恐るゝか故に管見第二として他日敎を乞ふおとゝし玆に筆を擱す

問答

本欄の問及ひ答へは固より私考に係るものなれは其の當否を保するおと能はさるは勿論尙ほ不充分のおと多かるへきを以て本欄の答へに就き訂正の意見を有せらるゝ諸君は提撕の勞を惜まれさらんおとを希望す　編者白

○監獄則問答（承前）

第四十一條　賞表ヲ有スル囚人ハ其ノ監房ヲ區別シテ尋常囚人ト別異シ賞表ノ多寡ニ應シテ優遇ヲ爲スヘシ

問　本條を新設せらるゝたる理由如何

答　本條は我か獄制上に一新面目を開きたるものにして改正監獄則中最も重きを置くへきものとす新則に於ては囚人を遇するに務めて均一の主義を採らす傳告者誘工者等を廢止せられたるにも拘はらす賞表を有する者は他囚と別異して特に優遇を爲すおとと定めらるゝたるは則ち均一主義中特別の取り除けを設けらるゝたるものなり舊監獄則を顧みれは囚人中行狀の善き者を擇ふとは云へ傳告とか誘工とか格段な名稱を付し只其役事の種類異なるか爲め平囚より特別の取扱を爲すの嫌ひありしに新則に於ては單に其の行狀の如何を問ひ其の仕事の如何に拘はらすして優遇を爲すおとゝせらるゝしは尤も敬服する所なり且つ斯く賞表を有する者を他囚より別異するのみならす細則第百條に於ては一たひ懲罰を受けたる者は之を別異するの規定あり依りて其の行狀に就き囚人を三大階級に分かたれたることを知るへし即ち第一は行狀善良なる者有

表者第二は行狀通例の者(無表者)第三は行狀惡しき者(受罰者)是れなり如此區分せらるゝは即ち彼の愛爾蘭に創設せられたる階級法と其の性質を同うするものとす而して其の是れある所以は此の第四十一條の新設に基つくものなれは本條の價値は監獄官たる者の尤も重んすへきものなりと思はる然るに利の存するとおろは害亦是れに從ふ事免れ難きものなれは上陳の如き貴ひへき價値を有する本條と雖も若し賞表の附與法にして其の當を得す各地其の撰擇を濫々にし若くは萬一にも濫授のおとありもせは均しく囚人にして此の恩惠を受くるの度を異にし其の幸不幸實に甚たしかるへくして其の弊や言ふへからさるものあるに至らん此の故に本條の貴重なる價値あるを思ふと同時に本條の濫用に就ては尤も恐るへき重大の弊害を生するおとを愼まさんはあるへからす

問　賞表の多寡に應して優遇を爲すとあり依りては細則第九十六條によりて優遇を爲すの外に賞表の數によりて其房をも別異すへきものなるや

答　賞表を有する者たけの房を別異するに止まり賞表の數によりては監房を

分つものにはあらさるへし

問　賞表を有する者の中に就きても罪質年齡犯數等に依り監房を別異するを要するものなるや假令之を要すとするも恐らくは行はれさるへし如何

答　有表者中に就ても更に罪質其他に依り細別を要するおと勿論なり然れとも今日の監獄にては其實行頗る困難なるへし左りとて囚人別異法は我か監獄法の骨髓とも云ふへきものなれは當局者たる者は最も深く意をおいに注かれ成るへく實行を務め監獄則の名條をして空文に屬せしむるか如きおとなからんを祈る而已

第四十二條　囚人獄則ヲ犯ストキハ其ノ輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一屏禁　晝夜他ノ監房又ハ役場ト隔絕シタル監房ニ獨居セシメ服役時間坐作ノ役ヲ課ス

二減食　一日ノ食量ヲ二合乃至三合ニ減シ鹽湯二品ノ外菜ヲ與ヘス

三閙室ニ入レ一日ノ食量二合乃至三合ニ減シ鹽湯二品ノ外菜ヲ與ヘス仍ホ臥具ヲ禁ス三合ニ減シ鹽湯二品ノ外菜ヲ與ヘス仍ホ臥具ヲ禁ス

屏禁ハ二月以内減食一週日以内閙室ハ五晝夜以内トス

問　屏禁罰の項中他の監房又は役場と隔絶したる監房とあるは壁一重隔絶したる監房にても妨けなきや

答　苟も屏禁罰の効を完たからしめんには其室を他の監房より大ひに隔絶せしめさるを得さるものなれは別棟にせさるを得さるは勿論ならん閙く所に據れは閙室と屏禁室とを一棟中に設けんとしたるものに對し其筋より別棟にすへき旨の指揮ありたりと云ふ隔絶の趣旨を貫くには如何にも斯くあるへき至當なれ壁の如きものにては囚人中之を叩き又は打ち抔して其の意を通し爲めに懲罰の趣旨を失ふおそれあるへし故に壁を以て之を隔つと雖も決して本條の精神を貫くおそれはすと思考す

問　絶信の罰を廢せられたる理由如何

答　絶信を廢せられたるおそれは第三十三條の問答に於て畧ほ之を盡したる如く懲罰として之を存するは穩かならさるものなるに因る但し外國に於ては往々絶信を以て獄罰の種類中に置くを見る然るに我政府に於て已に述へたるか如き種々の理由あるか爲め之を廢せられたるは獄制上の美擧と云ふも敢て過言にあらさるへし

問　減食罰中舊監獄則に於ては常食の半若くは三分の二を減すとあり然るに新則に於ては二合乃至三合に減すとせられたり斯く改められたる理由如何

答　舊則の如く常食を標準と爲して之か減食法を設くるときは常に多量を食する者と然らさる者との間に於て幸不幸の差なきを期し難し因りて常食を目安として減食の規定を設くるは缺點なき方法と云ふを得す然るに新則に於て二合乃至三合に減すと明定せられたるは大ひに罰の均一を得たるものとす何となれは如何なる者と雖とも二合乃至三合の間を下らさる處罰を受くるを得へけれはなり

問　二合乃至三合とあり其の間の斟酌は處犯の輕重によるへきや將た常食のよるへきや

答　減食の處罰と雖も甚たしく其の身体を害するか如きは固より之を慮かふさるを得さるものなれは衛生上の關係をも參酌すへきおと勿論なりと雖も苟も衛生上大害なき以上は其の處犯に應じて斟酌すへきおとならん

問　屏禁受罰者には役を課せさるを可とする者世間往々之れありと聞く之を課すると否らさるとの利害如何

答　成程歐米にては作業を爲さしめすして無聊に苦しましむるを以て一種の獄罰と爲すとおろもなきにあらされは屏禁の罰に作業を課せさるを可とするも理由なき說にあらさるへしと雖も土地異なれは隨て囚情も異なるものなれは一概に彼の例に倣ふ能はさるは勿論若し我か國現時の囚人をして食糧も減するおとなく作業も課するおとなく只之を一房に置くに於ては囚人喜て之れに安んし苦な屏禁の罰を得て役業の苦を免かれんと願ふや必矣斯の如くんは懲罰の効何に依てか生せん故に我邦に在ては役を課するおとを至當なりと思考す

問　減食受罰者には作業を課するおとを得さるや

答　既に其食を二合又は三合に減し此上に役を執ふしめんとするは酷も亦甚し作業は課するを得さるおと勿論なり

問　闇室罰に臥具を禁するは聊か酷に過くるの嫌ひなきにあふすや如何

答　闇室の罰に處するか如き者は囚人中最も獰惡なるものなれは若し之れに臥具を與ふるときは懲戒の効力を失ふの恐れあり且つ闇室内は常に密閉しあれは豫想外に暖かなるものなりと云ふ是れ臥具を禁せふれし所以なふん然れとも北海道の如きに至りては内地と均しく臥具を禁するおと如何あふん乎或は酷に渉るの嫌ひなきを得さるの感あるなり

問　屏禁と減食と其罰何れか重きや

答　屏禁二箇月と減食一日とは其の比例に於て屏禁の方重かるへし又屏禁十日と減食一週間とを較ふれは減食の方重かるへきなり然れとも其の人により て屏禁を嫌ふ者もあるへく又甚たしく減食を嫌う者もあるへし仄かに聞く地方によりては減食を以て尤も有効なる懲罰となし闇室よりも尚ほ其の効ありと爲すとおろなきにあらすと或は又地方によりては屏禁を以て尤も其の効あ

りとなすと故に屏禁と減食の如きは豫め其の輕重を分たす其の地方により其の囚徒により其の犯則の種類により斟酌取捨を要すへきものにして其の輕重は講すへきの限りにあらさるへし

問　日本の慣例に依れは大概の婦女子は屏禁を以て格別苦とせさるへし如何

答　地方の關係なるのみならす男女の關係に於ても其の處罰の法に於て異らさるを得さるあと勿論なるへし殊に婦人を處罰するに當りては尤も其邊に周密の注意を要するあとと思考す

第四十三條　囚人十六歳未滿ノ者及ヒ懲治人獄則ヲ犯ストキハ其ノ輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一獨慎　晝夜一室ニ獨居セシム

一減食　一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減ス

獨慎ハ七晝夜以内減食ハ三日以内トス

問　獨慎と屏禁とは坐作の役を課するあとの差のみなるや

答　然り他に差なきなり尤も獨慎は一房一人にすれは即ち可なるものなれは

此の點に於ては屏禁の如く他の監房又は役場と隔絶したる監房を要せさるか如しと雖も苟も獨慎の懲罰として其の効を全たからしめんには役場に近き房に置き又は隣房に人の居る樣なる房には務めて之を置かさるあとを要するあとと勿論ならん

第四十四條　減食若クハ閤室ノ罰ニ處スヘキ者アルトキハ醫師ヲシテ診視セシメ身体ニ妨ナキヲ證シテ後之ヲ行フヘシ其ノ處罰中ハ醫師ヲシテ毎日之ヲ視察セシメ醫師ニ於テ身体ニ妨アルヲ證スルトキハ處罰ヲ中止スヘシ

問　處罰中醫師に於て身体に妨けあるを證し其の處罰を中止したる場合に於ては他の種類の罰を課すへきものなるや如何

答　中止すへしとあるを以て之を考ふれは其の妨けある事柄の消滅を待て再ひ同種の罰を科すへきものと思考す

問　舊監獄則に於ては處罰中止の事並に醫師毎日診察の事なし新たに之を加へられたるの理由は人身を重せられたるに止まり他に理由なきや

答　然り當則に於ては狀況に由り醫師をして問はしむることありしを新則に於ては毎日とし又身體に妨けあるときは處罰を中止せへきおとを明掲せられたる事一に人身保護の思旨に出てさるはなし

○

○監獄則施行細則問答（承前）

第四條　領置ノ貨物ハ其ノ名數ヲ簿冊ニ記載シ典獄之ニ證印スヘシ領置ノ貨物ハ本人釋放又ハ假出獄免幽閉假出場ノ時之ヲ下付スベシ

問　在監人に於て領置の貨物を見んと請ふときは自由に之を許すへきものなるや如何

答　眞に其物を見るの必要あるに於ては典獄に於て其一覽を拒むおとを得さるおとと思考す

問　懲治人假出場の際迄のおとを規定せられたるにも拘はらす別房留置者出場のときの貨物のおとなし如何

答　別房留置者新監獄則以後の（は監獄則に依りて拘置するものにあふされは一概に囚人懲治人等と同視し難きに付おゝに一同に規定せふれさりしものなふん然れとも刑法附則に依り監獄内の別房に置くものも既に監獄に拘置する以上は其貨物取扱等皆な監獄則に依準して處置すへきおとと思考す

第五條　領置物品中保存ニ堪ヘ難キモノハ本人ヘ告知ノ上之ヲ賣却シテ其ノ代金ヲ領置スルコトヲ得

問　本人に於て賣却を承諾せさるものは如何なる物と雖も保存するを要すへきや

答　告知の上とのみありて承諾とは之れなきも人の所有物を賣却するは所有權に關するおとなれは承諾を要するおと勿論なふん

問　衛生に害ある物は如何

答　他の法律規則に依りて處分するは格別本條の規定のみにては衛生に害あれはとて本人の承諾を待たす直ちに賣却は爲し難かふん

第六條　入監中外人ヨリ差入タル貨物ニシテ領置スルモノモ

亦第四條第五條ノ例ニ依ル

問　差入品と雖も本條の規定を見れは領置するものあるか如し其の種類如何

答　入監中常に使用せさるものにして差入を許すもの其種類少なからす例へは出獄の際の用意の爲めに差入るゝ貨幣又は通信用の郵便切手並に刑事被告人へ差入れたる衣服臥具にして時季に適せさるもの等是れなり

第七條　總テ監房ニ入ルヽ物品ハ典獄之ヲ點檢シ其ノ危險ノ虞アルモノハ一切之ヲ禁スヘシ

問　紙製石盤の如きは禁すへき危險あるものなるや如何

答　紙製石盤如きは別に危險の虞あるものとも思はれす故に單に危險の有無の点より之を見れは監房に置くも妨けなきものと思はる尤も監房内に置くおとは特に其筋の允許を受けされは能はさるおと勿論なり兎に角紙製石盤に就き危險の虞如何の問に對しては危險の虞なしと答へさるを得す

第八條　入監後出房セシメタル者ニ對シテハ還房ノ際通身ノ檢ヲ查爲スヘシ

問　出房せしめたる者とあれは監獄外に出てたる者は勿論敎誨堂浴場の如き危險なき場所に出てたるときと雖も檢身を要するや

答　然り浴場等より還房のときと雖も決して危險なしと云ふを得す曾て或る監獄の刑事被告人浴場よりの歸途釘一本を拾ひ來り之を以て遂に破獄せしおとありしとなん因て出房したる者は還房の際必す檢身を要するおと勿論ならん

飜譯

○歐米出獄人保護事業一斑（第二十号の續き）

正員　神谷彦太郎譯　東京

西班牙國アリーナル女史出獄人保護會社論

成年の出獄人を保護する會社は如何に之を構成すへき乎曰く成年出獄人保護會社は協同（ニユテー）自由（リベルテー）一般及ひ獨立（ザエラリテー）の要四件（インデペンデンス）を具備せさるへからす

協同（按）中央及ひ地方會社の連合」致を云ふは最も保護事業の元質（按）被保護者並に職業等を云ふか」に富む所の市府を擇

んて中央社會を設立せは之を得るあと難かゝさるへし而して中央會社は其業務の及ふ所の諸地方會社と連絡を通するあとを要す

自由　至要なる件に至りては中央及地方會社の協同一致を要すと雖も而かも充分討議を盡したる後任意に一致するを要すへし又其面の異なるか如く其事情及ひ性質の同しからさる人類をして強て悉く一致なゝしめんとせは其心思を惱ましし若くは其身體の活潑を痿痹せしむへきを以て適當なる行爲の自由を必要とするか如く是れ等會社に於ても亦至要ならさる件に至りては各其行爲の自由を許さるゝへからす

抑も中央會社と地方會社の協同一致とは全然一樣均齊なるの謂にあらすして同一の精神同一の目的を以て成立そるを云ふなり人の生活は協同及ひ自由と稱す成分の毫も差異なき結合に依さるを得さる如く出獄人保護會社に於ても其理決して異ならす且つ此の道理は獨り該會社に適合するのみならそ都ての仁惠事業に於て皆然りとす現に斯の如き事業にして其自由の過度に依て廢滅したるものあり亦自由擧動の障礙たる過度なる協同の爲めに廢滅したるものあり

一般　出獄人保護會社の事業をして實効多からしめんと欲せは必す其れをして一般なゝしめさるを得す其法二あり則ち總ての場所（接土地に就て云ふ）に總ての階級（接人民に就て云ふ）に於て業務社員を設くるあと是れなり抑も吾人の身體に於て血氣の一所にのみ衆集するは性理學の甚忌む所たるか如く德義上の事に於ても亦中心の衆集は之を避けさるを得す且や監獄に於て其囚徒を隔離せしむるを要用と爲す所の推理は取りて以て出獄人の群集を避くへきの道理と爲すを得へし故に彼輩を盛大なる市府に集めすして諸小地に散在せしむへきあと必要なゝん之に由て出獄人保護會社は小村小庄及ひ小里と雖も其業務社員にあらさるなきを要するなり又人民の總階級に於て業務社員を有すへきあとは前者に比すれは更に要用なりとす然りと雖も數多の事情ありて此の目的を達するあと甚た困難なり其事情の第一は世人か黃金に富まさる者は仁惠上の事業を分任する能はすとの誤想を懷くあと是れなり實に此の誤想の爲に富まさる者は皆自からゝ仁惠事業の場域より退きて量るへからさる利益を國家に與ふる所の業務を辭するに至る豈歎せさるへけんや

夫れ友愛に謝絶し能はさる所の禮利を贈與したる爲に生せす亦施物を與ふる等の處爲に由て得へきにあらさるなり蓋し友愛は慈仁、尊敬、平等の基址に由り起立する所の關係及ひ心の一致より成るものとす且つ夫れ人々互に相交際するを以て吾人の義務と爲さは彼の出獄人と交際するも亦吾人の義務ならすや(則ち法敎上の香葉に於て交際するのみならす善事業の場裡に於て彼輩と交際するおとを要す)抑も貨財を要せさる所の仁惠事業甚た多し加之ならす如何なる仁惠事業と雖も單に貨財のみを以て能く其の目的を達する者決してあらさるなり夫の一般人民(按)重もに力會社會を指も の協力は縱令貨財に欠乏すと雖も出獄人保護の事業に於ては眞に缺くへからさる行力たり因て今力食社會の業務社員か保護會社の事業に與ふる所の貲利貨益を左に陳述すへし

夫れ力食者か社會に於て占むるところの位置は出獄人保護會社か保護せんとする目的即ち被保護者に近接せり之に由りて彼輩は被保護者の善道上に於て斜めに傾き又は躊躇するおとを檢出するに適すへし、彼輩は重き犯罪に先たつ所の被保護者の小過を發見するに適すへし、彼輩は情欲か被保護者を慘まさんとするに

先たちて之に警戒を加へ其れをして大なる跌落に至らしめさるに適すへし之に反して社會の位置を被保護者と異にしたる人々は勉めて探求し且つ屢〻自から經驗を爲すにあらさるよりは被保護者の實情を詳知するに由なき者とす

世人或は云ふ力食者の業務社員は被保護者の信用を得る能はさるの不利ありと然りと雖も吾人は決して此の說に同意する能はさるなり吾人は信す力食者の實例は賢明なる人々の論說より其勢力甚た大なるおとを吾人はいまた幸運の人か不幸なる者に對して爲したる所の警戒にして能く其德義力を失はさる者果して幾はくあるかを知らさるなり蓋し社會の上位を占め且つ一般の尊敬を受くる所の人か夫の職業の欠乏に苦み且つ公衆の敵視の下に屈辱せらるゝ出獄人に對して勸諭する所あるも其說服せんと力むる者(按)即ち出獄人なり の心裡に「自から被むらさる所の禍害を忍耐するは甚た易事のみ」勸諭者其人と雖も自から其勸諭する所を實行するに不適當なるへし」との思想を惹起せしむへしと雖も保護者の位置、被保護者の位置に近く且つ保護者自身の課業甚た辛勞なるものなるも猶は浮世の風波は碍けらるれす其運命の不幸中に立て勞働の艱苦に堪へ以て生計を營む者たるに於

ては其人の聲は彼輩に對して強大の威權を有するや必せり何にとなれは勞力を以て不幸なる運命に抵抗しつゝ益々憤闘する所の貴ふへき貧者の實例は其被保護者を感せしむるおと聰明且つ博學なる紳士の演説に勝る萬々なれはなり又出獄人保護會社の事業に於て力食者の合同を求めんと欲するは「倣し難き事なり」と思惟する者あるへし然れとも吾人は決して斯の如く思惟せさるなり都ての機會に於て力食者の合同を求むるに盡力するおと實に緊要なり盡し此事たる充分盡力するに足る所の價値を有せり然りと雖も困難と爭闘して之に勝たさるを得さるは勿論にして且つ其初に於ては小成功を以て滿足せさるを得す

獨立　出獄人保護會社の獨立は實に其至要なる一元素なり何にとなれは若し其れをして警察官の權下に在らしめは之か爲に必す其名聲及ひ權力の著るしき部分を失ふへし故に該會社の獨立は充分不羈なるを要す蓋し該會社は德義に基つく所の勢力の外之を賴むみとなく又智識及ひ愛情に生する所の權力の外制御を受くるおとなく而して其眞誠の元素たる仁惠上の熱心に因て成立せさるへからす且つ夫れ他の事情の之を妨くるおとなくんは被保護者か該會社を以て獨立な

りと信するおとの多少に從ひて其目的即ち被保護者の風化に難易を來たすへし又出獄人を保護するには同性の保護者（按ずるに即ち男は男の保護者女は女の保護者と云ふ）を要すへき乎と婦女の爲に別に保護會社を構成するを要すへき乎との問題は吾人は之を以て一疑問たるの價値あるものと認めさるなり而して男出獄人の爲に設くる會社と同しく女出獄人の會社に於ても亦一致、自由、一般及ひ獨立の四件を要すへきは毫も疑はさる所なり

次に出獄人保護會社は政府の保護に依るへきものなるや。國家即ち政府は出獄人保護會社に扶助金を給與すへきものなるや。若し之を給與するとせは條約を爲すを可とするや否やとのおとを研究せんに出獄人保護會社か一般に資本の欠乏を歎して其扶助を政府に請求するおとは世人の能く知る所なり而して其歎訴及ひ請求の甚た屢〻なるより「國家か該會社を扶助するは非なり」との吾人の持説は謬誤ならさるへきを感するなり吾人の心裡に此の説を胚胎せしめたる理由は即ち左の如し

第一　仁惠事業に與ふるに多くの便宜を以てするときは之か爲に競爭より生す

る所の勇氣を失ふて終に敗滅すへし

第二 犧牲を以てするか又は困難に因て得たるにあらさる資本即ち毫も勞力を費やさすして得たる資本は其使用に於て愼まさるもの多きものとす

第三 出獄人保護會社の業務に於ては貨財を要するよりは知識熱心及ひ克己を要するもの甚た大なり然るに該會社にして許多の資本を得るときは勸諭保護及ひ勞働の爲にあらすして只た麵包及ひ魚肉の爲に來る所の夫の僞善者を以て之を充たすに至るの恐れあり

然りと雖も若し出獄人保護會社にして國家の保護を受くるを得るものとせは吾人は條約なきを以て可とせすなり蓋し該會社は信任するに足る者と足らさる者との二種に限れり然らは則ち其信を置くに足らさる者は固より國家の保護を受くへきに非す又信するに足る者なるときは保護よりは寧ろ妨碍となるへき所の條約は之を結はさるを可とすへきなり

譯者曰く以上の歐米出獄人保護事業一斑は西曆一千八百八十年出版米人華尹(ワインス)翳氏著萬國監獄及ひ救兒院事情と稱する書中に就き出獄人保護の事に關する部分を撮譯したるものにして本回を以て完備となす

又曰く龍動萬國監獄會の記錄中に左の表を得たれは抄譯して篇末に掲く

○

千八百七十一年間に英倫重罪獄に於て放免したる男囚の數及ひ其出獄人保護會社に入りし者の數は左の如し

監獄の名	ミルペンポルポル	チヤパークダー	ウーキ	ブリツクストン	合計
	バントンヒラモ	ハルストトム		クヴィルンドン	
	ースザムトール			ンゲン	
ロンドン	八二五	一二六	七三	一三五	三五	二四	三一	一六	四七三
ビルミングハム……	一	八	八	二	七	六	三	……	三五
リイヅ……	一五	七	……	五	二	二	二		三三
マンチェスタア及ビサルフォルド……	一七	一七	一二	五	八	二	三		六四
ウェスト、デルビイ、ハンドレッド……	……	……	……	一	……	五	……	……	六
スタフフォルド……	二二	三	一	一	三	一	……		三一
リバープール……	……	……	……	……	……	……	……	二	二

名								
合計	八	二六	一八八	一〇九	一五〇	五八	四三	四一	二一	六四四
會社ニ入ラサル者	四一	二一	一五三	七七	一四〇	八四	二四	六七	四五	七四八
總計	四九	四七	三四一	一八六	二九〇	一四二	一五七	一〇八	六六	一、三九六

又其の女出獄人は左の如し但しファルハム八女囚の中央獄なり

監獄の名	ミル	ウー	ファル	合計
	バン	キン	ハム	
	グ	グ		
保護會社ノ名				
ミッシヨン、チフ、ウーメン	二	一九	七	二八
レフュージ、バツテリー、ハウス、ウインチエスター	………	四〇	六六	一〇六
レフュージ、イーグル、ハウス、マンメルスミス	一	四七	二三	七一
合計	三	一〇六	九六	二〇五
會社ニ入ラサル者	一二	四八	一一	七一
總計	一五	一五四	一〇七	二七六

○

○歐米監獄の進歩附監獄改良家姓名（承前）

正員　佐野尚譯　東京

白耳義の部

白耳義國ルーブッン府の監獄は五年刑より十年刑に至るまての禁錮囚と五年以上の懲役罪囚と有期徒刑囚との監舍と定められたり而して該獄の管理法は悉皆獨居法を使用するあとは世人の知了する所なるへし又輕罪犯者下等監獄又は首府の鎭制監に於て贖罪するあととなせり而して該獄に在て施用するところの方法は總へてガン監獄に在て施行する規則に摸倣せり然れとも該國の他の歐州諸國と其方法の趣を異にするところのものは典獄其他の司獄官吏の撰擧法即ち是れなり

該國の例として監獄規律を遵守するの精密なると監獄事業に熱心なるあとの特許を得たる者にあらされは決して典獄の職務を奉するあとを許さゝるなり

白耳義に於て方今有名なる監獄改良家の二三を擧れは司法省書記官長ベルテン

氏、シヤルロワ分房監獄醫、博士ロエン氏、ブリユセル監獄典獄ゴヤユール、ド、ブース氏、前司法大臣男爵デルウヒンド、レテンホーブ氏、監獄巡閲官長アドルフ、ブリン氏、ステファン氏、司法大臣、ルウブアン大學刑法學教授トニサン氏等なり

和蘭の部

該國にては二年以下の制限を以て分房法を施用す然れとも分房禁錮は二年を超過すへからすとの方法を施用するに至るまては頗る其の間に孤疑を抱き從て遷延し急速に施用せられさりき該國は今日に至りても猶ほ監獄の性質に從ひ請負工業法を施用し且つ囚徒就業上の監察をなすか爲め歐州諸國に使用するところの最善なる方法を設けり又該國の囚徒區分法は當時佛國に於て使用するところの囚徒區分法と全く其性質を異にし囚徒に工業を執爲せしむるを以て基礎とせるものなるか故に在監中專ら工業を教授す爲めに總へての罪囚は出獄後に於て各〻適當なる職業に就くことを得へし又學校教育と宗教教育とは充分なる注意と精密なる方法とに依て教授す又放免者の保護に付き熱心なる會社あり罪囚出獄時に於て之に充分なる保護を與へて再犯を豫防することに注意せり又分房監

獄に於ては總へて他國の如く覆面を用ゆることをなさす「ウボツール」（耶蘇教女信者の被むる白布なり）を被むらしめ若しくは些少の痛苦をも感せさる鉄鉗を付せし假面を施用すとふ和蘭に於て方今有名なる監獄改良家を擧れは郡裁判所判事兼監獄委員會庶務委員ボウビン氏、テケイマア氏等なり

○

○囚徒衛生法（承前）

正員　下田菊太郎譯　在米國

從來の結果

以上陳述し來りたる監獄の一般及ひ特別の衛生法たる「フレッド、エンゼー監獄」を設置したるより四年間に於ける衛生の狀況並に疾病死亡の數に依て之を占ふに足るへきなり

今茲に各所の監獄衛生上の狀況の比較を掲出せさる所以のものは蓋し疾病の字義各監相同しからすして一の監獄に於ては微しく恙あるものをも病舍に於て施療するも他の監獄に在ては重症の病者はあらされは之を病監に送らさるを以て隨て罹れには夥多の病囚あるも彼には病者甚た少なきの實あるを以てなり然る

に本監獄即ちフレッフェンゼー監獄に於ては其開設以來今日に至るまで始終同一の醫師に依り同一の趣旨に基きて調査し來りたるを以て其疾病の數殊に完全なりとす本監に於て所謂病者とは其苦痛の爲め工業に從事するあとを得すして病監に入りたるものを謂ふ而して不治病者くは虛弱、盲目、老羸者くは癈疾なる者は所謂癈疾病監と稱する部分に之を拘置す又其工業を停止せさる所の疾病及ひ微恙に罹りたる者は之を攝養病囚と稱するなり

此の最後の病囚に就ては其年々の總數を揭載するを以て十分なりとするも病舍に於て治療したる病者並に其治療中死亡したる者に在ては明細に之を記載すへし

（イ）疾病

千八百七十二年三月十日より千八百七十六年三月三十一日までの間に入監したる囚徒は總計一萬二千二百三十三人にして內病者として病監に於て治療したる者二千四人ありたり故に此の四年間は入監者百人に付病者平均十六人三分八厘の割合なり右病者の總數より監獄と毫も關係なき病ひにして四年間本監の病監

に於て治療したる者即ち黴毒病者三百十六人及ひ疹癬病者八十七人並に他より受け來れる疾病を以て病監に入るや否直に他に送致したる囚徒二十七人を引き去るときは實際拘留中に發病したるものは千五百七十四人在監人百人に付十二人八分七厘に過きす

病監に於て施療したる病囚の發病前既に在監せる期限等左の如し

四日以下	三百二十三人
四週間以下	四百六十四人
八週間以下	二百七十八人
三ヶ月以下	二百十六人
六ヶ月以下	三百四十一人
九ヶ月以下	百五十九人
一年以下	百三人
一年半以下	八十六人
二年以下	二十人

三年以下	十人	
三年以上	四人	
計	二千四人	

此の數に依るときは四徒疾病の多きは重もに在監の當初に在り若し定りたる或る刑期の四徒の數と此の刑期と同一なる刑期間監獄に在りて而して病に罹りたる四徒の數とを比較するときは監獄の病因となるおとを知るに足るへし

四ケ年間

(イ)上記の刑期を執行したる者	(ロ)受刑者上記の刑期と經たる後疾病者	(ハ)病者(ロ)ト受刑者(イ)ト百に於ける割合
一ケ月以下	七八七	一四、一九
五、五四六		
三ケ月以下	三四九	一五、一六
三、二五九		
六ケ月以下	三四一	一九、三二
一、七六五		
九ケ月以下	一五九	二〇、一五
七八九		
一年以下	一〇三	一八、〇〇
五七二		
一年半以下	八六	四一、五五
二〇七		

二年以下	六三	二〇	三一、七四
三年以下及三年以上	三二	一四	四三、七五
計	一二、二三三	二、〇〇四	……

由是觀之フレクッエンゼーの監獄は他の監獄の如く刑期長きに從ひ疾病も其數を增加するものゝ如し其數殊に刑期の初期に多きを見るなり (未完)

○

佛國感化事業一斑

監獄學士 エール、ヂボワー氏述
正員 佐野尙譯

少年の敎育は社會の階位の降るに從て困難益々輻輳するものなれは貴人の子女を敎訓するとは其父母の資本に乏しきと並に充分に修業せしむるの時期を得さるとを以て富者の子女を敎育するに較ふれは却て一層の重任と認めさるへからす然れとも其父母若し犯罪の事情あるか或は彼等か子孫の幼腦に種を蒔くに善を以てせすして却て惡を以てするときは其困難の增加また幾何なるを知る可らす是れ感化力の必要を感するの要点なり然るに世間の論者中往々父母自ら敎育

し克はさる兒子を社會に於て訓養することを抗論する者あり而して其主として說く所は敎育の責任を他人に負荷せしむるを欲することおろの父母の怠慢を奬勵する傾きあるを憂ふるに在りと雖とも此不幸の少年を扶助して善良の訓練を受しめなは他日必す父母たるの責任を滿す者多分を占むるなふん故に現に佛國に於ては國家の幸福は大に兒童の訓練に關するおとを確認せり第十六世紀の比に當りては佛國に於て少壯者の處置極めて殘刻なりし十四歲以下の者にして若し犯罪を證するときは或は笞刑に處し或は罰金を科し十四歲以上の者は直に獄に投し拷問の處分一に獄吏の裁量に任せり故に其方專ら苛刻を主として或は他邦の屬地に追流するの處置に出てたるおとありし然れとも一千七百九十一年に至りて漸く慈仁にして効驗あるの方法を使用せり此時に當りて國會議員は少壯者の罪科を以て判事の手に在る者を管理するに善良なる方と以てするの律案を議定せり蓋し當時の囚獄は惡弊醜風の水溜にして有罪無罪の男女幼少を問はす盡く一所に群集せしめたり此惡弊を除去せんか爲めに兒童を監獄より出し健康を害するの憂と他の犯罪人に接して益々惡弊に感染するの害とを除けり爾后法律を

發し兒童の惡意ある者を海軍管轄諸衙の使用に供せり然れとも此律並に囚獄改正の法も其施行充分ならすして實際の改正は遂に一千八百八年監獄改良の令發布の時に至りて始めて成れり而して一千八百十一年には犯罪人を年齡男女及ひ罪科の性質に從て區分するの法を施行し殊に其罪科禁獄一年以上の處刑を受けたる者は別房に禁錮せしめたり路易十八世の政府此事業を追守し一千八百十七年に少年の爲めに區分を設備するの法を諸監獄に及ほし並に少壯犯罪人にして處刑滿期の者を管視改良せん爲めに監舍を巴里府に設立せり爾后監外居宿の法を設け又一千八百四十年に至り「メットライ」感化院は肝要の勞働を始めたり是より一千八百五十年の法律出て、益々改良其效を奏し遂に一千八百六十三年に至りては犯罪の兒童を訓諫する處の感化院其數次第に增し五十八の多きに至れり現今は此諸院に於て訓練を受る者の數大に增加す如何となれは在院者の利を量りて往々長期の入院に處するを以てなり尤も其以前未た少年のものと丁年以上の犯罪人のものと分別せさるの時に於ては兒童を益々惡弊に誘入するの憂あるを感し却て短期の入院に處し來れるも一旦區分の法を設け改良の制を立てしよ

り感化教育の時限を延すの利あることを明かに發見せり

抑々一千八百五十年の法律に據れば子女農業監に托するものは兒童の犯罪者にして放免後各種の訓導を要する者並に二年以下の禁獄處刑を受けたる者其他父母の手許に在りて矯正し難き行狀ある者にして父母より入監を乞ふ者とす

農業感化院に二種あり一は公立にして官の保護に係る者一は其數甚多し官の准許を經たる私立の者にして時として公金の援助を仰く者なり此各感化院に於ける子女は諸商業上の訓育を受け而して男はまた農業の課を受る者多し二年以上の禁錮に處せられたる者並に尋常の農業監に在りて其行狀矯正し難きを謂する者は一種の農業監に送遣して一層嚴刻の方法に依り其處分を爲す

寄書

○地方監獄會に對し其議決したる要件の報告を望む

正員　山村正太郎　北海道

本會雜誌第十九號寄書欄内正員工藤淳逸君の地方監獄會議の再興を望むとの說

は獄事日進の此節に當り殊に必要を感するに依り全會員の盡力を以て一日も早く其設置あらんことを希望す然れとも從來の情勢を顧れは已に設けありし地方聯合會も立消の姿を呈したるあり是れ其原因種々あるへしと雖とも其大体を擧くれは監獄學の進まさると經費節減に汲々たると從前組織せし會議の其効を擧けさるとに依りしなるへし

夫れ已に述たる如くなれは地方聯合會議の設置は目下至難にして殆んと其望みなし然れとも獄制の良否は社會の安寧と其進歩とに關係を有するまと論を竢たされは苟も其局に當るものは適正同一の法を採らさるへからす而して其採る所の法を同一ならしめんとせは治獄家互に氣脈を通し知識の交換を爲すまと最も貴重の價値を有せり依て茲に會員諸君に聊か望む所あり他にあらす已に行れつゝある各府縣監獄獨立會議に於て議決したる細目中治獄上緊要と認むる件は會頭より之を本會雜誌に登錄し普く治獄家の參考に供す事是れなり然るときは是より起る感覺ありて稗益尠からさるへし本會々員の多き三千有餘名なりと雖とも獄事上の意見投稿者甚た少きは如何なる原因そや之を會の目的より見るも又

公益上より考ふるも遺憾なきに非す夫れ本會々員は學術と數年腦裡に貯へたる經驗とを保持せふるるおと亦疑ふへかふすと雖とも未た續々卓說を同胞の治獄家に領つおとなきは或は其勞を厭ひ或は實務の繁劇に耐へさるに據るなふん然りと雖も各地方會議に連なる諸君は其討論決定したる所の細目並に會の輿論を本會へ報導するの勞を吝ます其局に當らんおとを切望す本會雜誌は改正監獄則の問答幷に歐米監獄の飜譯あるありて其便益を得るを雖とも居を僻陬に占る輩は未た以て滿足と云ふを得す若し万一諸君に於て此意見に讃成を與ふるも毎刊紙員の限りありて都合惡しきか如きおとあふは此盛運と共に爾後毎月二回の發刊を請はん

又言ふ已に監獄學の必要明かになり來り政府に於ては監獄の花とも稱すへき獨逸國の監獄官を聘し我か監獄官吏を養成す吾々獄事の末班を汚し此盛運に逢ひたる者は日夜勉勵互に意見を吐き長を採り短を補はんと欲す會員諸君文の野鄙なるを咎めす其意のある所を諒せらるれは幸甚

○

○輕罪控訴人に係る費用

正員　山崎小五郎　長野

正員小林代作氏に本會雜誌第二十一號に於て輕罪控訴人に係る費用一日一囚金貳拾錢を控訴院所在地の府縣監獄に出すは高價なる旨を縷陳せふれたり生も亦氏と同感にして實は昨年四月本會協議會の折り會員諸氏の協贊を得て議を其筋に奉ふんと思ひたれとも時機を失し實行せさりしは今に遺憾とする所なり故に聊か愚見を陳し敢て會員諸氏の教を乞ふ抑も我長野縣の如きは一日一囚金二十錢を以て積算し二十三年度控訴人に係る費用の豫算額千三百八十七圓なり之れを東京控訴院管內神奈川千葉靜岡山梨群馬埼玉茨城栃木新潟長野以上九縣に平等積算すれは實に一万二千四百八十三圓とす然るに若し實費を一日一囚金拾五錢にて宜しと假定せは三千百二十圓七十五錢の餘裕を生すへし故に生は敢て多辨を要せす右貳拾錢の減額を望ひと同時に在府縣獄囚徒費の減額をも希望する者也

通信

○横濱監獄々事講習所開場式

明治二十有三年一月旬七日神奈川縣橫濱監獄に於ては獄事講習所開場の典を擧行せられたり此日や天氣麗朗なりし辰儀正に午後二時四十分を告くるの比新任淺田知事は三橋書記官と共に監獄に到れり小泉典獄其他諸氏の案内ゐて構内事務所接見所各監房工場等隈なく之を巡閲し直に擊劍演習所に臨み數番の擊劍を觀覽し尚ほ獄事の狀況數件を典獄に諮問し四時四十分の比一同獄事講習所に到る仝所は監獄を距る凡そ一町半東方にあり構造壯觀と云ふにあらされとも亦た甚た小なりと云ふへからす平屋にして百名余のんを入るゝに足るへし偖て知事書記官諸氏同所に着せんとするや門前両側には數十名の看守諸氏各正服を穿ち和田看守長の指揮に依りて迎禮を行ふ四時四十五分席定まるや典獄立ちて同所の沿革を陳述せられたり其大要左の如し

本日は獄務に從事するものゝ本年の文武講習の始會にして幸に長官幷に部長に臨場せられたるは當講習所の光榮なり尚ほ本年も奮て練磨し愈々益々其進歩を期す而して此際聊か長官閣下の清聽を煩はし茲に當講習所の沿革を簡單に陳せんとす抑も當講習所の起業は明治十九年六月なるも其起因は明治十六年にあり當時仝氣相求め仝心相應し便宜の方法を設け職務を辱かしめさる爲め各自勤務の余暇横濱監獄内に於て武技演習を施行せしに基ひし而して仝十八年三月前長官親しく司獄官吏に對し武技演習の必要を諭示せられ仝年五月監獄擊劍會規則を設けられ益々演習を奬勵せられたり是より初めて本縣各監獄に於ても一般武技を演習するとゝなれり是より先き十七年八月職務上の會議規則を定めらるれ毎土曜日を以て專ら獄務に關する法律規則を講明し實務上の便否得失を討議研究するとに定めらる是れ則ち學事講習の創始なり舊長官は常に監獄積年の宿弊を拂ひ改良に意を洗かるゝの厚き尚ほ又十九年六月に獄事講習所を横濱監獄に設けられ所長副長教授委員等の役員を置き典獄之を総理し監獄學の講究及ひ監獄に關する法律規

則の講明、修身學の講義、英語學の教授等毎夜四時間以内學習すへきを命せらる此に於て文武講習の事始めて整ふ次て横須賀監獄にも講習所を開設せらる尚又廿一年、新に拜命する看守は警察と異り訓練上の規定なきに依り今日命を拜すれは明日より實務に從事するを以て監獄の事情を辨識せす故に職務上の過失多きの恐れあるを以て新拜命の看守をして書は實務に從事し夜は專ら仝職の服務心得を訓授せしむる爲めに獄事講習所内に看守教習所なるものを設立せられ已に業に其教習を卒へ卒業証を受けたる者四拾九名の多きに至れり已上は當所沿革の大畧にして乃ち知事閣下に向て清聽を希ひし所也

而して其講習幷に教習に係る一切の費途は元來監獄に訓練上の制規なく地方税を仰くと能はさるか故に明治十七年より同心協力以て俸給の幾分を積立該金を銀行に預け其利子を以て該費に充つるとを誓約し長官幷に部長よりも亦幾千の補助を受け漸く該費を償ふたりと雖も最早今日の場合にては該金は貳千四百余圓にして其利子年々貳百數拾圓を得るに至る故に内部の困難は已に免かるゝを得たり

以上は既往現在の狀況とす永く清聽を汚したるを謝す

次に飯田教誨師祝詞を演述す其大要は

當所過る十九年六月之れを設立せらるる僅々三年六月を歴て其結果は畧ぼ獄事の論緒を得るに至る豈に快ならすや往事を顧れは戒護者囚徒を遇するに囚惡視しそれを屈辱し之れを打撲し酷烈悲慘の事ありしやに聞けり又其戒護者たる者は己れの行ひの何者たるを問はす或は囚徒に私〻或は酒に酬したる者なりしと今や之れに異なり囚徒を遇する徒らに懲戒するのみに限らす外嚴に内温彼の米人ドクトル、エリオット氏が種裁所の如隷を見しとき汝如何に規則を守らさ

るやと問ひしに奴答て曰く主人狗を以て我を遇せし故狗を以て之れに應するとの金言の頼に基き萬般の事に待遇上の必要を知り且つ品行の如きも今に到ては酒に狂するものは同僚齒せさるに至れり然れは則講習に得る所の効少しとせす當所地方税を仰かす各位僅々の積金利子を費し十軒未滿講舍狹隘なるも其効用を論せは三府四十八縣の監獄の下に屈せさるおと知るへし殊に願ふ將來も風に雨に怠惰なく之を講習し之を應用し日夜思慮を積まは彼の水道の末流千派万派に渡るも汚穢に陷り用に耐へさる患なきが如く社會に害毒を流す者を矯正して清水を與ふる如くならは唯とり縣下十五郡に報するのみならさるなり

次に大日本監獄協會庶務委員本所講師佐野尚君も立ちて祝詞を演述す其要左の如し

本日は宇川、武田、神谷の三氏の出席致します筈なりしか皆な差支ありしを以て私一人出席したり故に有益なる御話もなし然れとも本年は諸君と共に監獄改良の事を喜はねはならぬおとか三ツありますと愚考すれは簡單に左に之を申し述へん

偖て其第一は本年愈々帝國議會開設せらるれは其議に依りては監獄費は總て國庫支辨となるらんかと思ひます蓋し今日の如き地方税の支辨てあれは充分治獄上に改良を施したいと思ひましても其意を達するおと甚た困難てすか若し國庫支辨となるは大ひに困難を減しやうかと存じます故に帝國議會開設は殊に我々の祝賀すへきおとてあります

第二は本年六月頃露の首府に於て萬國監獄會議を開かれるおとてありますに此會議は監獄改良上に充分なる影響を及ほすおと無論と思ひます

第三は監獄官練習所設立の噂あるのみならす其教師の已に來朝せらるれたるおと是れなり故に諸君は益々此の講習所に於て研究せらるれ獄務練習所の募集に應するに當て是までの御研究の結果

を現はさるへし豈喜はさるを得ん哉

斯く述へたる三つのものも本年より直に其好結果を見るおとは出來ません唯々其期に至りたるを祝するのてあります何となれは總て事業は諸君の予知せらるれる如く一朝一夕に起るものてはありますまい前の三段に分ちて御話ししたる第二の万國會議の如きは洋暦千八百四十五年今を去る五十二年前始めて其第一回を開きたるものにして今回の万國會議は其第七回に該當する位にして未た万國共に充分の監獄改良の結果を見るに至らさるのみならす今より百年前ジョンホワルト氏か主張せられたる人心改良のおとも漸く今日獄事家社會に行はれる位のおとてあります此講習所の如きは餘ほと駿速なる進歩と思はれます小泉典獄か明治十六七年頃より儲金せられて設立し終に明治十九年に至て縣立となり今日の盛會に及んたのてありませう其盡力は實に日本の看守學校に對するドメッス氏と云ふも過言ならさるへしドメッス氏は佛國メットライ感化院を設くるの三四年前に看守等豫備學校を設け看守輩を教習し然る後始めて感化院を設けたる人なり今小泉氏をドメッス氏と比へたるは余は日本全國に於て此講習所の如く日に教習する講習所あるを聞かさる故てあります又小泉氏は十六七年の頃より講習所の必要なるを感し居られたるおと當時は更に知りませんてありました私は内務省の某氏と計りて明治十八年に看守學校を警官練習所と合併して設けられんおとを請ふの書面を清浦圭吾氏に捧けたおとも御座りましたか漸く今年に來り日本全國に對する其萌芽か東京に出來ましたは誠に喜はしき限りてありますます斯く好機會に際會しられは今年は昨年よりも益々御勉強あらんおとを偏に希望し以て本日の祝詞と致します

（未完）

右正員　松田五百吉報す　神奈川

本會記事

○特別會告

正員　石澤謹吾君
正員　宇川盛三郎君
正員　關長鷹君
正員　武田英一君
正員　神谷彦太郎君
正員　佐野尚君

同輯

監獄現行法規

全一部實費大約金五十錢

佐野尚編纂

明治八年監獄則
明治十四年監獄則
現行監獄則
現行監獄則施行細則
現行看守以下分掌例

對照

完

一部實費凡ソ金六錢

右二書ハ目下必要ノモノト認メタルヲ以テ本會ニ於テ出版可致候間所望ノ諸君ハ來ル三月十五日マテニ其部數御申越有之度候也

大日本監獄協會

●官報監獄の目を掲く　曾て議員靜岡縣典獄川村矯一郎君より注意の旨もありたるを以て去る廿二年八月中主幹宇川盛三郎氏より官報局長高橋健三氏へ宛官報中に監獄の目を明掲せられたき主意の書面（其書面は本會雜誌第十七號の記事中に掲けあり）を呈出したるおとありしか其結果なるにや本年一月分の官報より監獄の目を公掲せらるゝおとゝなれり

●露京萬國監獄博覽會　露京シント、ペートルスボルグに於ては本年六月萬國監獄會議の開會を期とし各國より囚人の製作に係る物品を蒐集して萬國監獄博覽會を催すに付き同國政府は特に來觀者の便を謀り來觀者の經過すべき露國内の汽車賃は右來觀者に限り半額に爲したり

又右博覽會に付き我が府縣監獄より出品する製作ものは最早農商務省へ廻付濟になりたりと云ふ

●獄務顧問本會特別會員待遇ゼーバッハ君　同君には群馬埼玉栃木三縣監獄巡視として去ル十九日上野發二番汽車にて發途せられたり

●監獄官の異動　相互の便を謀り典獄副典獄書記看守長看守副長獄醫並に監獄敎誨師の任免其他の異動は爾後本誌に掲載するおとを勉むへし

●典獄轉任　廣島縣典獄本會議員丸山幸之助長崎縣典獄本會議員池上四郎の兩君は警視廳典獄に轉任せられ丸山君は石川島分署長池上君は市ヶ谷分署長を命せられたり

●靜岡縣出獄人保護會社　靜岡縣有志者の設立に係る保護會社は昨年內務大臣より縣知事へ訓令の旨もありしを以て一層其擴張を圖りしとおろ此項漸く其目的を達するに至り本社の新築も既に成るを告けたるに由り來る二月第一第二兩土曜日の內を撰み開業式を行はんとするの計畫ありと云ふ

●寄贈

一女學雜誌	自第百九十六號至第二百一號	六冊	女學雜誌社
一日本人	自第四十號至第四十一號	二冊	敎報社
一斯文學會雜誌	自第六號至第八號	三冊	斯文學會
一光	自第五號至第七號	二冊	帝國禁酒會關東部
一庚寅新誌　第一號		一冊	庚寅新誌社
一業感之理		三冊	和歌山縣藤田俊雄君
一明治廿一年埼玉縣監獄統計表		一冊	埼玉縣監獄課
一明治廿一年愛知縣監獄統計表		一冊	愛知縣監獄課
一明治廿一年鳥取縣監獄統計表		一冊	鳥取縣監獄課
一スタヂスチック雜誌	自第四十四號至第四十六號	三冊	スタヂスチック社

大日本監獄協會細則

第一條　雜誌ハ無代價ニテ會員ニ頒ツモノトス

雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ報酬ヲ爲スヲ正則トス

第二條　總裁　一人

推戴員中ヨリ推薦ス

會長　一人

名譽會員中ヨリ撰擧ス

副會長　一人

會員中ヨリ撰擧ス

庶務局長　一人

正員中ヨリ撰擧ス

調査局長　一人

正員中ヨリ撰擧ス

主幹　二人

正員中ヨリ撰擧ス

庶務委員　二人

調査委員　二人

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ嘱托スルモノトス

議員

典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理

公撰議員　十人

在京正員中ヨリ撰擧ス

特別調査委員

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ嘱托ス

第三條　總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス

會長ハ會務ヲ總理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一　會計ニ關スル事

二　庶務ニ關スル事

三　記錄ニ關スル事

調査局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一　雜誌ノ編輯及ヒ印刷

二　海外通信

三　諸起案

四　調査書類ノ記錄

五　統計ニ關スル事

六　特別調査委員ニ關スル事

七　集會ニ關スル事

八　衛生ニ關スル事

庶務委員及ヒ調査委員

庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノトス

一人　庶務及ヒ會計主任

一人　記錄主任

一人　編輯主任

一人　海外通信主任

議員

會長ノ諮問ニ應スルモノトス

特別調査委員

會長ノ嘱托ニ依リ一事件ヲ調査スルモノトス

第四條　庶務局長、調査局長、庶務委員及ヒ調査委員ニハ報酬ヲ附與スル事アルヘシ

第五條　入會ヲ申込マルル節ハ必ラス郵便切手貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規則、細則并ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス

第六條　會費ハ前納スルモノトス

但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナシ

第七條　本會ニ送付スル爲替金ハ某氏宛某郵便局ニ振込ムヘシ

明治廿一年六月廿四日改正